

久本サッカークラブ 活動規約

1. 目的

当クラブは「サッカーで遊ぶ」をモットーとし、会員、OB、保護者、指導者が全員でサッカーを楽しむことを目的とする地域社会のスポーツクラブである。

2. 会員の資格

小学1年生から6年生までの男女児童。保護者及び本人がクラブの趣旨に賛同するものであること。

3. 運営

「代表」「コーチ」「事務局」「保護者」にて運営する。

4. 代表

創立者の杉浦光丸氏とする。

退任の場合、次期代表は現代表の推薦をもとに総会にて選出される。

5. コーチ

新コーチは在籍コーチもしくは事務局の推薦をもとに、代表の最終承認をもって決定される。

審判員資格及び指導者資格を持つのが望ましい。

6. 事務局

事務局代表・全体会計担当・保険担当・ホームページ担当・中央支援担当・合宿担当・各学年担当によって構成される。事務局は以下のことを受け持つ。

- (1)予算とその執行の管理
- (2)練習場所の確保とその割り振り
- (3)各種イベントの開催
- (4)保険、合宿などの申し込み
- (5)活動規約などクラブ公式文書の改定
- (6)ホームページの管理

7. 総会及び会議

- (1)総会は、代表・コーチ・事務局・それらの推薦者の出席にて開催される。
- (2)総会は、代表または事務局代表の招集により、原則として毎年1回、4月に開催し、予算・決算・活動計画・活動報告・その他の案件を決議する。
- (3)総会に提出される案件は、基本的に話し合いによる合議とするが、まとまらない場合は出席者の過半数の賛同をもって議決される。
- (4)議長は事務局代表の推薦をもとに、会議の冒頭で出席者の過半数の賛同をもって決定する。
- (5)合宿打ち合わせ等の臨時的な会議については、代表または事務局代表が関係者を招集する。

8. 入会

入会を希望する者は、担当コーチの了承を得た上で事務局に申し出て、所定の入会手続きを行うことにより入会を認める。

9. 退会

怪我・疾病・その他の都合により、当クラブを退会する場合は、担当コーチの了承を得た上で事務局に申し出ることで退会を認める。

10. 活動

練習は原則として、月曜・木曜の16時15分から18時まで、土曜日は午後に行うものとする。ただし、グラウンドを共用する他団体の都合、公共グラウンドの抽選結果、試合、各種行事を行う場合はこの限りではない。

11. 会費

- (1)当クラブの会計は、会員から納められる会費で運営される。
- (2)会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。年度末に決済を行い、総会において報告し、承認を得るものとする。
- (3)会費は総会で承認された額とし、原則として年度初めに全納とする。
- (4)退会者の会費は、退会時期から算出した金額を月単位で払い戻すものとする。

12. 事故・怪我

- (1)練習・試合及び移動中の事故や怪我等について、当クラブはその責任を負わない。
- (2)入会時に、スポーツ安全保険の加入を義務付けるものとする。

13. 登録

会員は久本サッカークラブに選手登録すること。他チームですでに登録済みの場合、入会することはできない。また久本サッカークラブに選手登録して活動する会員は、他チームの練習・試合にも原則として参加しないものとする。

以上